

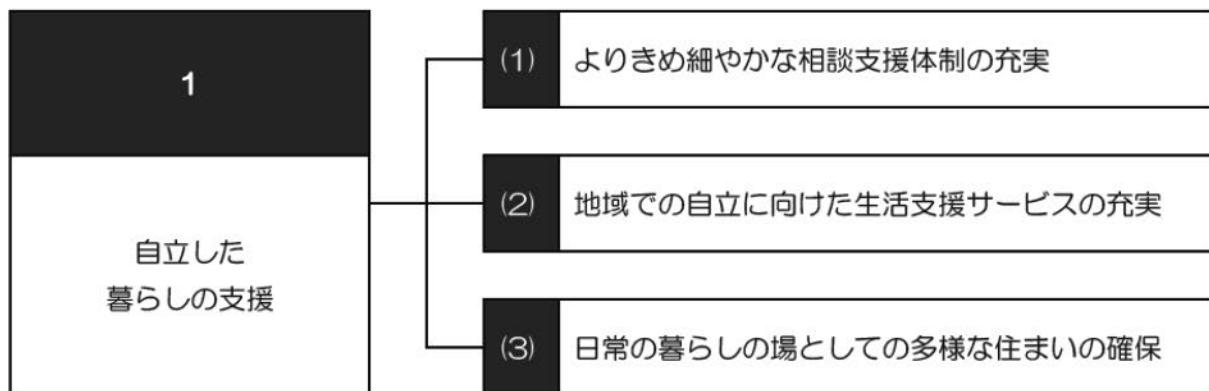
## **第4章 施策の展開**

## 【施策体系図】

基本理念	施 策 目 標		施 策 の 方 向	基 本 施 策			
	障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、市民協働による自立支援社会づくり	1	(1)よりきめ細やかな相談支援体制の充実	1.相談支援事業の充実	2.相談員の活用	3.地域に根ざした相談支援体制の確立	4.自立支援協議会の充実
			(2)地域での自立に向けた生活支援サービスの充実	5.相談支援・ケアマネジメント体制の充実	6.障害福祉サービスの利用促進	7.障害福祉サービスの質の向上	8.第三者評価事業の促進
			(3)日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保	9.介護保険サービスの円滑な移行促進	10.地域移行支援システムの確立		
		2	(1)ニーズに応じた障がい児支援の拡充	11.生活の場の確保	12.民間住宅の積極的な利用促進		
			(2)雇用環境の整備	13.交流及び共同学習の推進	14.保育所の充実	15.発達障がい児への支援	16.特別支援教育体制の充実
			(3)自己実現に向けたきめ細やかな就労支援	17.専門機関など幅広いネットワークの確立	18.教職員などの指導力向上	19.障がいのある児童・生徒の人権が尊重される教育の推進	20.就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進
			(4)自立を支える多様な活動の場の充実	21.一般企業への障がい者雇用の促進	22.新たな雇用の場の創出	23.市の採用	24.市優先調達方針の推進
			(1)コミュニケーション等サービスの充実	25.働き続けることへの支援	26.障がい特性に応じた就労支援の充実	27.中間就労の場の確保	28.授産製品販売店の設置推進
		3	(2)社会生活力の向上に向けた社会参加への支援	29.自営・起業・在宅就労の促進	30.既存資源の活用と福祉的利用の促進	31.日中活動の場の充実	32.放課後等の活動への支援
			(3)保健・医療・福祉の連携	33.コミュニケーション支援の充実	34.司法手続などへの配慮	35.障がい者団体等の活動支援	36.新規事業所への支援
			(4)スポーツ・芸術文化活動の推進	37.移動支援の充実	38.社会参加に向けた多様な支援	39.健康診査などの充実	40.医療と福祉サービスの連携
			(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	41.障がいの早期発見	42.こころの健康づくりの推進	43.医療的ケアを必要とする障がいのある人の受け入れ先の確保	44.難病に関する施策の推進
			(2)合理的配慮と情報提供の充実	45.発達障がい児への支援（再掲）	46.障がい者医療の充実	47.文化活動への支援	48.スポーツ・レクリエーション活動の支援
		4	(3)障がいを理由とする差別の解消と権利擁護の推進	49.生涯学習活動の充実	50.ボランティアの活用	51.国際交流等の推進	52.歩道や公園等の整備
			(4)相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー	53.バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進	54.住宅改修の促進	55.学校施設のバリアフリー化の推進	56.選挙等における障壁への配慮
			(1)災害等の緊急時における安全・安心の確立	57.情報提供の充実	58.行政サービス等における配慮	59.情報マップの充実	60.消費生活の安全と充実
			(2)地域ぐるみで取り組む福祉の推進	61.広報等による啓発	62.成年後見制度の利用促進	63.苦情解決	64.日常生活自立支援事業の利用促進
			(3)福祉人材・ボランティアの養成と確保	65.人権相談などの充実	66.障がい者虐待の防止	67.福祉教育の推進	68.交流及び共同学習の推進（再掲）
		5	(1)災害等の緊急時における安全・安心の確立	69.あらゆる場・機会を通じたこころのバリアフリーの推進	70.地域防災ネットワークの整備	71.情報連絡体制の確保	72.防犯・防災知識の普及、啓発
			(2)地域ぐるみで取り組む福祉の推進	73.緊急通報装置の整備	74.福祉避難所の確保	75.地域交流の促進	76.地域ネットワークづくりの支援
			(3)福祉人材・ボランティアの養成と確保	77.NPO法人等市民活動への支援	78.ボランティアセンター機能の充実	79.ボランティアの養成	80.ボランティアの活用（再掲）
				81.福祉人材の育成支援	82.障がい者サポート制度の拡充		

## 施策目標 1

## 自立した暮らしの支援



## ● 現状と課題 ●

- ・ 障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加するためには、その生活を支える最も身近な地域における支援の仕組みづくりが重要です。ライフステージに沿った必要な福祉サービスが提供され、利用者が安心して選択できる仕組みが求められます。
- ・ 障がいのある人が抱える課題を解決し適切なサービスを利用できるよう、相談支援員全体のスキルアップが必要です。一方で、相談支援事業所の不足という課題もあります。
- ・ アンケートからは、生活の場としてグループホーム※のニーズが高まっていることが伺えます。障がいのある人の保護者が高齢化している中、親亡き後などを見据えた居住の場の確保が必要です。
- ・ 施設入所者などが地域における生活に移行することを推進するためには、生活環境や就労の場における周囲の理解や協力体制づくりが必要です。

## 1 よりきめ細やかな相談支援体制の充実

### ● 施策の方向 ●

障がいのある人やその家族が困り感を抱いたときに、身近な場所で気軽に相談し、適切な支援を受けることができるよう、基幹相談支援センター\*を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

また、「障がい者の暮らしを支える協議会（自立支援協議会\*）」を活用した支援ネットワークの構築を図り、障がいのある人一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況などを聞き取り、よりきめ細やかな相談支援の推進に向けた取り組みを進めます。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
1. 相談支援事業の充実	障がい福祉に関する様々な問題やニーズについて相談に応じ、必要な情報やアドバイスを提供するなど、相談支援事業の整備を図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター*において、総合的な相談支援の実施、地域移行促進*や権利擁護*、虐待防止の取り組み、自立支援協議会*（障がい者の暮らしを支える協議会）の運営を行います。
2. 相談員の活用	身体障害者相談員*、知的障害者相談員*の周知に努めるとともに、適切な情報提供を行います。また、民生委員・児童委員*などの地域福祉活動を行う関係者と緊密な連携を図り、障がいのある人やその家族の不安解消を図ります。
3. 地域に根ざした相談支援体制の確立	既存の障がい者施設において、各種在宅サービスの提供とともに、障がいのある人の在宅生活の支援につながる相談を行い、地域の相談支援拠点として位置づけ、活用します。
4. 自立支援協議会の充実	自立支援協議会*（障がい者の暮らしを支える協議会）において、地域の課題に応じた専門部会を設置し、関係機関が相互に課題を共有することで連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた相談支援体制の整備について協議することで課題解決を進めます。

## 2 地域での自立に向けた生活支援サービスの充実

### ● 施策の方向 ●

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、個々のニーズや障がいの程度、ライフステージに応じたサービスを質・量ともに確保し、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、適切な福祉サービスの提供に努めます。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
5. 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	障がいのある人の心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向など、一人ひとりのニーズに応じたサービスを効果的に提供するため、計画相談支援*やケアマネジメント*体制の充実に取り組みます。
6. 障害福祉サービスの利用促進	身体障害者手帳などの手帳取得により受けることができる様々な障害福祉サービスや各種手当・減免制度について、手帳交付時やホームページ、広報紙などにより周知することで利用を促し、障がいのある人やその家族の負担を軽減します。
7. 障害福祉サービスの質の向上	障害福祉サービスや相談支援の質の向上のため、障害福祉サービスや相談支援の提供者の育成を目的とした各種養成研修について、サービス提供事業者等の受講促進を図ります。
8. 第三者評価事業の促進	事業者が提供するサービスについて、事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価するため、第三者評価の受審を岐阜県と連携して促進し、障害福祉サービス事業者の質の向上を図ります。
9. 介護保険サービスの円滑な移行促進	障がいのある65歳以上の高齢者が必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう、きめ細かな配慮をするとともに、介護保険の対象とならない障がい固有のニーズに基づく障害福祉サービスについては、適切な提供に努めます。
10. 地域移行支援システムの確立	地域活動支援センター*や医療機関、施設との連携を図り、地域移行支援*のためのシステムの確立を目指します。また、相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりという機能を満たす地域生活支援拠点*の整備に必要な協議を関係機関とともに実施します。

### 3 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

● 施策の方向 ●

家族に負担をかけたくないという人や、親亡き後も住み慣れた地域での自立した生活を望んでいる人は多く、自宅だけではなく、グループホーム\*での共同生活や入所施設など、多様な暮らしの場の確保が求められています。

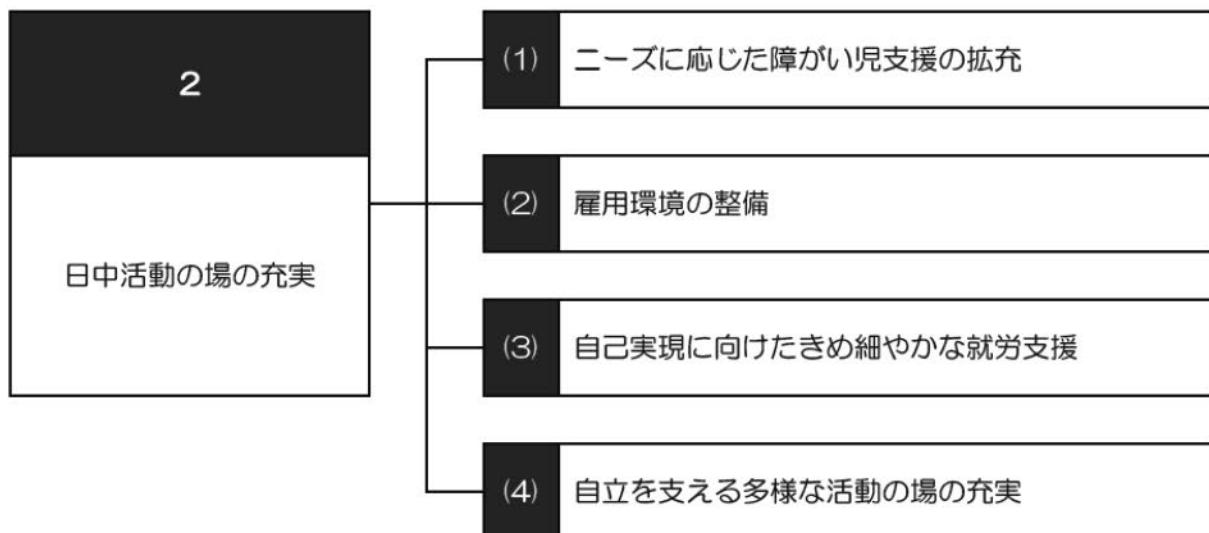
特にグループホーム\*は、小集団生活を通じて、単身での暮らしや結婚後の自立生活への足がかりにもなることから、民間事業者等の参入を積極的に働きかけるなど、重点課題として取り組んでいきます。

● 基本施策 ●

施 策	内 容
11. 生活の場の確保	障がいのある人の地域生活の場、特に保護者が亡くなった後の住まいとして利用が強く望まれているグループホーム*について、事業拡大を支援するとともに、地域住民の理解が得られやすいように、障がいのある人やグループホーム*に対する理解の促進に努めます。また、公営住宅の身体障がい者用住宅の確保に努めます。
12. 民間住宅の積極的な利用促進	賃貸住宅経営者や宅地建物取引業者等に対して啓発を行うなど、障がいのある人の入居に対する理解促進を図り、自立生活に向けた住まいの確保を図ります。

## 施策目標2

## 日中活動の場の充実



## ● 現状と課題 ●

- ・ 多様化するニーズに対応した障がい児支援の拡充だけでなく、障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが同じ場で学ぶことは、障がいに対する理解促進やすべての子どもたちの心身の発達促進にとって必要なことです。
- ・ 障がいのある人が地域での生活を実現するためには、暮らしの場だけではなく日中活動の場の確保が必要です。障がいの状態、利用者のライフステージや生活上の課題などにより必要な場や支援は様々であり、利用者自身が選択できるよう多様な場の整備が求められます。
- ・ 就労は経済的自立に向けて大変重要ですが、障がいのある人には企業への一般就労\*が困難な人もみえるため、誰もが生きがいを持って働くように、福祉的就労\*などの整備に努めてきました。今後は一般就労\*への移行も見据え、ハローワークや特別支援学校\*、相談支援事業所など関係機関との連携、就労支援を適切に実施するための人材の育成や確保を促進するなど、量と質の両面から充実を図る必要があります。
- ・ 就労の場の確保には企業側における工夫や配慮、そこで働く人々の理解が必要です。多様な雇用形態の拡充や職場環境の改善など、企業に理解や協力を働きかけるとともに、職場定着のための支援が求められます。

## 1 ニーズに応じた障がい児支援の拡充

### ● 施策の方向 ●

乳幼児期から学齢期、学齢期以降まで、ライフステージに対応した効果的な支援の実施には早期発見と一貫性のある療育\*・支援の取り組みが必要であり、就学前までの取り組みを学齢期以降にもつなげていく継続性が重要です。

学校には様々な個性が集い、各人の学びや交流など様々な活動の中で成長していきます。そのために、園や学校において、障がいのある幼児・児童・生徒がともに学べるよう教育環境を整備します。

また、障がいの特性に応じた適切な支援を行えるよう、保健、医療、福祉、教育、就労支援機関等の関係機関が密接に連携したネットワークの構築を進めます。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
13. 交流及び共同学習の推進	障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒とが、互いに理解を深め合い、共に豊かな人間性を育み、学習のねらいを達成できるような、学校内、学校間での交流及び共同学習を推進します。
14. 保育所の充実	子どもがお互いに刺激や影響を受け合いながらともに成長できるよう、保育所において障がいのある子どもの受け入れを実施するとともに、保育士の障がいに関する知識の向上を図り、個々の障がいに対応した保育の充実を図ります。
15. 発達障がい児への支援	自閉症*、アスペルガー症候群*等の広汎性発達障がい*、学習障がい（LD*）、注意欠陥多動性障がい（ADHD*）等の発達障がい*を有する児童・生徒に、早期発見に必要な措置や発達支援など、医療、保健、福祉、教育、就労関係機関などと連携しながら、地域における継続的な支援を進めます。併せて、発達支援学習会や講演会を開催し、保護者等の理解・知識向上を図ります。
16. 特別支援教育体制の充実	LD*、ADHD*、自閉症*等の障がいのある児童・生徒に対する学習支援体制の充実を図ります。
17. 専門機関など幅広いネットワークの確立	「大垣市特別支援教育推進協議会」を通じて、医療機関、特別支援学校*（盲・ろう学校）、福祉機関など、幅広いネットワークを育成し、各学校への支援に取り組みます。

18. 教職員などの指導力向上	LD*、ADHD*、自閉症*等の様々な障がいの特性に応じた適切な支援を行う教職員の指導力を向上するため、研修の充実を図ります。
19. 障がいのある児童・生徒の人権が尊重される教育の推進	子どもの発達段階に則し、人権尊重の視点に立ち、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。障がいのある児童・生徒については、自らの意見を表明することが困難なこともあります、学校全体としての指導体制の徹底や校内外の相談体制の充実を図ります。
20. 就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進	障がいのある児童・生徒について、学校全体としての協力体制のもとにインクルーシブ*な教育活動を推進するとともに、本人・保護者などの意向も踏まえ、一人ひとりの個性を大切にした教育の充実を図ります。

## 2 雇用環境の整備

### ● 施策の方向 ●

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの障がい特性にあった就労の場が必要です。引き続き関係機関と連携し、企業への障がいに対する理解と雇用の促進を働きかけます。

また、企業などへの一般就労\*が難しい人も生産的な活動を通じて社会参加できるよう、福祉的就労\*の場など多様な労働機会の確保を図るとともに、就労後の支援体制を構築し、経済的自立への支援を進めます。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
21. 一般企業への障がい者雇用の促進	市内の民間企業や雇用主に対し、障がいへの理解を促し、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に係る法定雇用率*の達成や、特例子会社*の活用などについて、公共職業安定所や就労移行（継続）支援事業者と連携し、働きかけます。また、国や県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置、支援制度について広報やホームページなどを積極的に活用し、周知を図ります。
22. 新たな雇用の場の創出	一般企業での就労は難しいが比較的軽度な障がいのある人について、障がいに理解のある事業所などでの雇用を試みるなど、関係機関と連携し、新たな雇用の場の創出に努めます。
23. 市での採用	適正な定員管理を推進するため、市職員の採用者数は必要最低限度としていますが、障がいのある人の雇用推進のため、法定雇用率*の達成を考慮し、市職員への計画的な採用を行います。
24. 市優先調達方針の推進	障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務を優先的に調達するため、市優先調達方針を毎年度策定し、地方自治法に定める随意契約により優先的に発注します。
25. 働き続けることへの支援	職場環境に適応し、スキルアップの支援を図るため、大垣市障がい者就労支援センター等での就業相談・定着支援体制の整備や就労移行支援事業所の機能向上を図り、働き続けることへの支援を進めます。

### 3 自己実現に向けたきめ細やかな就労支援

● 施策の方向 ●

働く意欲がある障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報提供・相談体制の整備、職場定着のための人的支援や訓練の機会拡充など、障がい特性やニーズに応じたきめ細やかな就労支援体制の充実に取り組みます。

● 基本施策 ●

施 策	内 容
26. 障がい特性に応じた就労支援の充実	障がいのある人の就労については、個々の特性に応じた職業能力の開発や就労実習の場の利用拡大を、就労移行（継続）支援事業者、岐阜障害者職業センター、公共職業安定所、商工会議所、民間企業などと連携し支援します。また、職場定着を目的とするジョブコーチ*・就労支援コーディネーターの活用を推進します。
27. 中間就労の場の確保	公園や公共施設などの清掃業務、リサイクル事業、公共施設などの一時的な中間就労の場の確保を、福祉団体や事業者とともに推進します。
28. 授産製品販売店の設置推進	市関連のイベント等において、授産製品などの販売スペースの確保を図り、製造販売の機会を増やし、販売促進を支援します。また、市役所内での販売スペースを継続的に設置します。
29. 自営・起業・在宅就労の促進	障がいのある人の自営や起業、在宅での就労の機会を促進するため、ICT（情報通信技術）*を活用した柔軟な働き方に関する情報の収集・提供について、関係機関と連携し取り組みます。
30. 既存資源の活用と福祉的利用の促進	地域にある資源を福祉的に活用できるよう、障がいのある人のニーズとともに地域におけるニーズを把握し、状況に応じた就労に関する情報の提供・共有を図ります。

## 4 自立を支える多様な活動の場の充実

### ● 施策の方向 ●

すべての障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、就労だけに限らず、多様な日中活動の場や交流活動の場の充実を図ります。

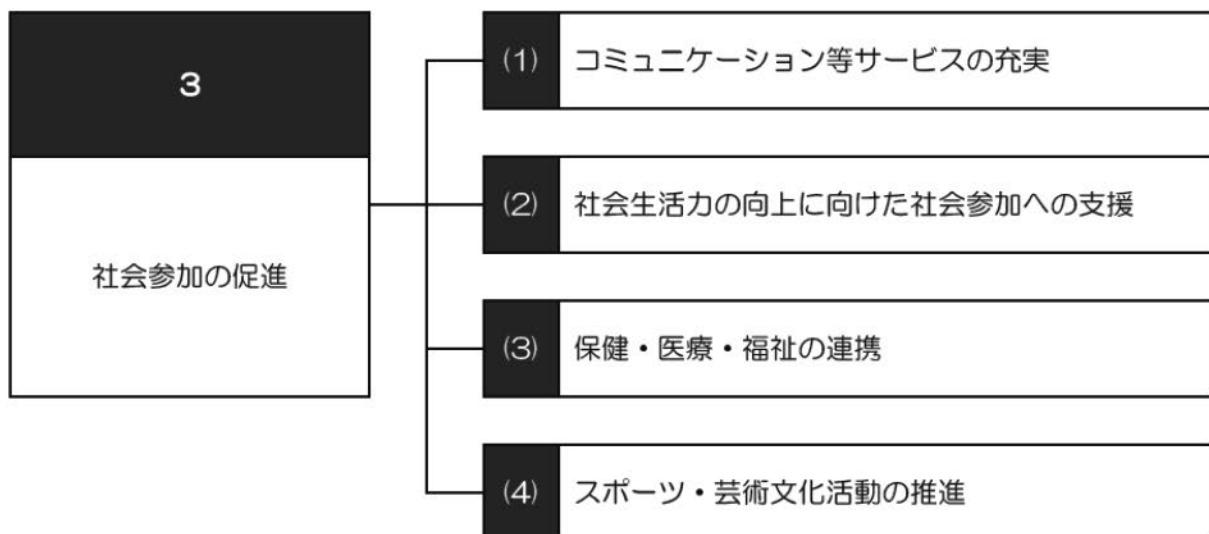
また、発達に支援の必要がある幼児・児童に対する適切な療育\*を充実するため、就学前の児童に対する「児童発達支援事業\*」、学齢期の児童に対する「放課後等デイサービス事業\*」の提供体制の確保とサービスの質の向上を図ります。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
31. 日中活動の場の充実	創作的活動や生産的活動の機会などを提供する生活介護事業所*や地域活動支援センター*など、障がいのある人の日中活動の場の拡充を図ります。
32. 放課後等の活動への支援	留守家庭児童教室において、集団指導が可能な障がいのある児童の受け入れを進めます。また、生活能力の向上のための訓練や集団生活への適応訓練、社会との交流を促進する、児童発達支援事業*や放課後等デイサービス事業*の質の向上を図ります。

## 施策目標3

## 社会参加の促進



## ● 現状と課題 ●

- 日常生活の基礎となる暮らしの場としての住まいの確保や就労に併せ、スポーツや文化芸術活動などに身近な地域で参加し、幅広い交流を図ることで、生活の質を高め、生きがいのある暮らしを送ることができます。障がいのある人が円滑に行動・参加するために、コミュニケーション等のサービスや移動支援などの環境づくりが必要です。
- 住み慣れた地域で安心した生活を継続していくために、保健と医療、福祉サービスの相互の連携強化や、医療的ケアが必要な障がいのある人を支援する体制の整備が必要とされています。

## 1 コミュニケーション等サービスの充実

### ● 施策の方向 ●

意思疎通を図ることに支障がある人にとっては、社会参加する際のコミュニケーションの問題が障壁となることがあります。自分の意志や要求を的確に伝え、正しい相互理解ができるよう、手話通訳者や要約筆記者\*などの人材確保に努めるとともに、派遣体制の整備や公共施設への手話通訳者の配置など、ニーズに応じた意思疎通支援事業の充実を図ります。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
33. コミュニケーション支援の充実	聴覚障がいなどのため、日常生活において意思の疎通を図ることに支障がある身体障がい者の社会参加を支援するため、養成講座を開催して手話通訳者や要約筆記者*の確保に努め、派遣体制を充実します。また、手話通訳者を市役所内に配置していますが、必要に応じて配置箇所を増やすことを検討します。
34. 司法手続などへの配慮	刑事事件の当事者になった場合の権利行使について、関係機関と連携し、一人ひとりの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するなどの配慮を図り、情報の提供に努めます。

## 2 社会生活力の向上に向けた社会参加への支援

### ● 施策の方向 ●

地域で暮らしていくにあたり、障がいのある人自身が必要な社会資源を積極的に活用できるようになることは、本人の社会生活力の向上につながります。障がい者の暮らしを豊かにする活動を行う団体等を支援することにより、多様な障害福祉サービスの提供に努め、障がいのある人の社会参加を支援します。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
35. 障がい者団体等の活動支援	障がいのある人及びその家族などが組織する団体の活動や新たな団体の組織について支援を行い、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。また、障がい者団体等の代表と障がい福祉関連全般について意見交換をする場を設け、施策への反映などを図ります。
36. 新規事業所への支援	障がいのある人の生活の質の向上と社会参加を目的としたNPO法人などが運営する小規模通所型の事業所の参入を促進するため、中心市街地の空き店舗などの活用を検討し、支援します。
37. 移動支援の充実	障がいのある人が余暇活動、社会参加または日常の生活において円滑に外出できるよう、障がい者の移動を支援する移動支援事業や福祉有償運送の充実をNPO法人等とともに図ります。
38. 社会参加に向けた多様な支援	自立した社会生活ができるよう、個々の障がいに応じた機能訓練*や生活訓練*の実施や、生活に必要な補装具等*の支給、生活の質を高める補助犬の普及などに努めるほか、地域における障がい理解を深めるための啓発を実施します。

### 3 保健・医療・福祉の連携

● 施策の方向 ●

障がいの有無にかかわらず、自立した生活を送るためには、健康の維持と増進を図ることが重要です。障がいの原因となる疾病の発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげるとともに、障がいのある人の医療費負担の軽減に努めます。

また、保健、医療、福祉の連携により、障がいの程度やニーズに応じた適切な医療や福祉サービスを受けることができるよう支援内容の充実を図ります。

● 基本施策 ●

施 策	内 容
39. 健康診査などの充実	障がいの原因となる生活習慣病などの疾病の発生予防、早期発見のため、成人健康診査や各種がん検診などの健康診査体制の拡充に努め、受診率のより一層の向上を図ります。事後指導の強化のため、医療機関、福祉機関との連携に努めます。
40. 医療と福祉サービスの連携	医療に関する相談に対応し、障がいのある人が地域において適切な医療やリハビリテーション、福祉サービスを受けることができるよう、関係機関と連携し支援します。
41. 障がいの早期発見	乳幼児健康診査の充実を図り、すべての子どもたちが心身ともに健やかでいきいきと育つことができるよう支援するとともに、障がいの早期発見に努めます。また、障がいの程度や発達段階に応じた適切な療育*が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、園、学校等の連携により、継続的な支援を推進します。
42. こころの健康づくりの推進	こころの健康を保つため、ストレスや睡眠、こころの病気などに関する知識の普及啓発を図るとともに、相談等のサポート体制の充実を、地域の保健・福祉・医療機関、学校、企業分野等と連携し推進します。
43. 医療的ケアを必要とする障がいのある人の受け入れ先の確保	相談支援事業所と連携し、医療的ケアが必要な障がいのある人の受け入れができる障害福祉サービス事業所の確保に努めます。

44. 難病に関する施策の推進	保健所をはじめとした関係機関との協力・連携を強化し、広報等による啓発活動及び、難病患者*や家族に対する福祉サービスの充実に努めます。
45. 発達障がい児への支援（再掲）	自閉症*、アスペルガー症候群*等の広汎性発達障がい*、学習障がい（LD）*、注意欠陥多動性障がい（ADHD）*等の発達障がい*を有する児童・生徒に、早期発見に必要な措置や発達支援など、医療、保健、福祉、教育、就労関係機関などと連携しながら、地域における継続的な支援を進めます。併せて、発達支援学習会や講演会を開催し、保護者等の理解・知識向上を図ります。
46. 障がい者医療の充実	障がいのある人の医療費を助成することによる適切な医療の受診と、自立支援医療*（更生医療・育成医療・精神通院）の利用を促進します。また、障害者差別解消法*の周知により、医療従事者の障がいに対する理解促進を図ります。

## 4 スポーツ・芸術文化活動の推進

### ● 施策の方向 ●

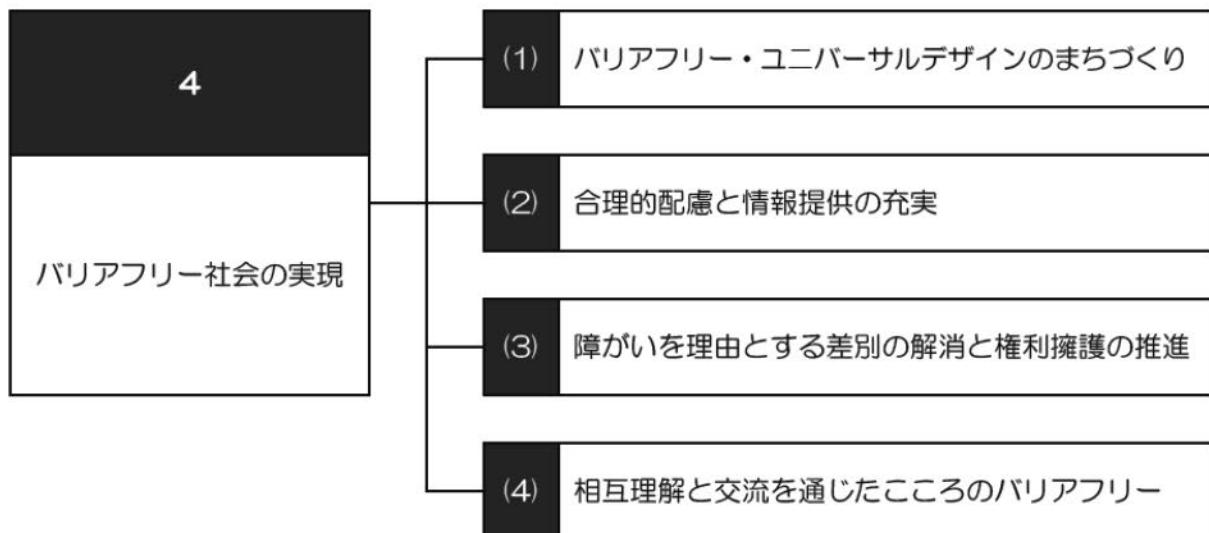
障がいのある人にとって、スポーツや芸術文化活動など、様々な分野の生涯学習活動に参加することは、生きがいづくりや社会参加の促進につながります。身近な地域での生涯学習活動に気軽に参加し、社会参加を図ることができるよう、各種事業主催団体やボランティア団体と連携し、支援の拡充に努めます。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
47. 文化活動への支援	障がいのある人が文化活動等を通して自己実現や社会参加の機会を広げることができるように、社会福祉法人や支援団体等が行う各種事業を支援します。
48. スポーツ・レクリエーション活動の支援	幅広いスポーツ活動やレクリエーション活動を通じた社会参加を促進するため、すべての障がいのある人がその特性と興味に応じて参加できるスポーツ競技大会等の開催や参加を支援します。また、各種ボランティア関連団体との連携により、障がい者スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
49. 生涯学習活動の充実	障がいのある人もない人も同じように生涯学習活動に参加できるよう配慮するとともに、市民やNPO法人による学習講座の企画・運営を支援します。市立図書館においては、CD・DVDなどの視聴覚図書や録音図書、点字図書、拡大図書などを充実するとともに、郵送貸出の利用を促進し、学習機会の充実を図ります。
50. ボランティアの活用	障がいのある人の社会参加促進に係る手話通訳者等の派遣を推進します。また、障がいのある人の健康づくりや、スポーツ活動、文化活動などに、ボランティアや福祉団体を積極的に活用します。
51. 国際交流等の推進	障がいのある人が国際交流事業に参加する際や、障がい者団体等が行う国際交流事業に対して必要な支援を行います。

## 施策目標4

## バリアフリー社会の実現



## ● 現状と課題 ●

- ・ バリアフリー社会の実現には、障がいのある人など社会的弱者が生活する上で支障となる物理的障害や精神的障壁を取り除くことが必要です。建築物や道路、公共交通などハード面のバリアフリー、情報を必要とする人に適切な形で届けるといった情報のバリアフリーのほか、差別や偏見などを排除する、こころのバリアフリーに視点を置いた施策の展開が求められています。
- ・ 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法※」に基づく、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と合理的配慮※の提供に関する周知活動や、権利擁護※に関する制度として、成年後見制度※や日常生活自立支援事業※、障がい者虐待防止など制度的には進展がみられますが、未だ十分ではありません。引き続き、障がい者理解の促進と障がい者が適切な配慮を受け、その権利を円滑に行使することができるよう、必要な施策を進める必要があります。

## 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

### ● 施策の方向 ●

障がいのある人にとって住みやすいまちは、健常者にとっても住みやすいまちです。誰もが、安全・安心で快適に暮らし、積極的に社会参加ができるよう、歩道や公園、駅や公共施設などの生活環境のバリアフリー化を推進します。また、ユニバーサルデザイン\*の考え方のもと、多様性や個々の差異も尊重した環境整備を推進します。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
52. 歩道や公園等の整備	歩道の拡幅や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者に配慮した信号機の設置、都市公園のバリアフリー化や多目的トイレ*の設置など障がいのある人が安全でかつ快適に円滑な外出ができるよう環境整備を推進します。
53. バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進	誰もが安心して生活し、社会参加することができるまちにするため、「バリアフリー新法*」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共施設の整備を推進します。民間事業者が設置する不特定多数の市民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン*の導入を促すため、普及・啓発に努めます。
54. 住宅改修の促進	個人住宅の改造について、自立した日常生活が送れるよう住宅改修助成事業の利用促進を図ります。
55. 学校施設のバリアフリー化の推進	特別な支援を必要とする障がいのある子どもが安心して就学できるよう、階段昇降機、身体障がい者用トイレ、スロープ、階段の手すり設置など、学校施設のバリアフリー化を推進します。
56. 選挙等における障壁への配慮	障がいのある人の社会参加促進と権利擁護*を図るため、選挙等において円滑に投票できるよう、投票所施設・設備等について、必要な配慮を行います。

## 2 合理的配慮と情報提供の充実

### ● 施策の方向 ●

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい理解や対応力の向上を図ります。また、情報は、必要な人が、必要とする時に利用できなければその価値が下がってしまいます。障がいの特性に応じた様々な方法で、誰もが理解できる、利用しやすい情報の提供に努めます。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
57. 情報提供の充実	市の広報やホームページについて、大きな文字を使用するなどの工夫をして障がいのある人を含めた誰もが読みやすい、わかりやすい広報の充実を図ります。また、多種多様な障害福祉サービスについて、広報、ホームページ、リーフレットの配布などにより一層の周知を図ります。
58. 行政サービス等における配慮	職員対応要領（配慮マニュアル）を作成し、障がい特性の理解と対応方法、合理的配慮*事例などを市職員に周知し、障がいに関する知識や対応力の向上を図り、適切な合理的配慮*の提供に努めます。
59. 情報マップの充実	市内の医療機関や福祉サービス事業所等の情報を提供する「在宅医療マップ」や、公共施設や店舗等のバリアフリー情報を提供する「福祉ガイドブック」の充実を関係機関とともに図り、障がい者の自立生活を支援します。
60. 消費生活の安全と充実	障がい者の消費者としての利益の擁護が図られるよう、消費生活相談室等と連携し、情報の提供に努めます。

### 3 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護の推進

#### ● 施策の方向 ●

平成28年4月に「障害者差別解消法※」が施行されましたが、残念ながらまだにある差別や偏見が、障がいのある人の社会参加を阻害する要因にもなっています。引き続き、障がい特性や必要な支援、配慮方法など正しい知識の普及と理解を深める啓発に取り組みます。

また、成年後見制度※をはじめ、日常生活自立支援事業※、虐待防止など、障がいのある人の権利擁護※のための支援体制の充実を図ります。

#### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
61. 広報等による啓発	障がいのある人に対する総合的な理解を図るため、年1回を目途に広報などに特集記事を掲載するとともに、ホームページやメール配信サービスを利用した啓発を行います。また、障がいのある人や障がい者団体などと連携し、「障害者週間※」等の様々な機会を通じて障がいに対する理解促進を図ります。
62. 成年後見制度の利用促進	成年後見制度※による支援を必要とする障がいのある人やその家族に対し、情報提供に努めます。また、身寄りのない障がいのある人等について、市長が積極的に法定後見※開始の審判の申立てを家庭裁判所に行うとともに、必要経費の助成を受けなければ成年後見制度※の利用が困難な人への支援を行うことで、成年後見制度※の利用を促進します。
63. 苦情解決	障害福祉サービス事業所に対する苦情について、県や相談支援事業所等※の関係機関と連携し、解決を図ります。また、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。
64. 日常生活自立支援事業の利用促進	障がいなどにより日常生活に必要な金銭の管理等に不安がある人に対して、適切な福祉サービスの利用や公共料金の支払い等を支援する日常生活自立支援事業※の普及、啓発を、事業の実施主体者である大垣市社会福祉協議会と連携して図ります。
65. 人権相談などの充実	障がいのある人の人権を尊重するため、不当な差別・人権侵害・虐待などの相談に対し、障がい者虐待防止センター※などの活用や人権擁護委員※・関係機関と連携し、相談・支援体制の充実に努めます。

66. 障がい者虐待の防止	障がいのある人への虐待について、市と関係機関が連携を図り、虐待事案への対応に努めます。また、家庭や職場、施設等における虐待防止に対する意識を高めるための啓発に努めます。
---------------	--

## 4 相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー

### ● 施策の方向 ●

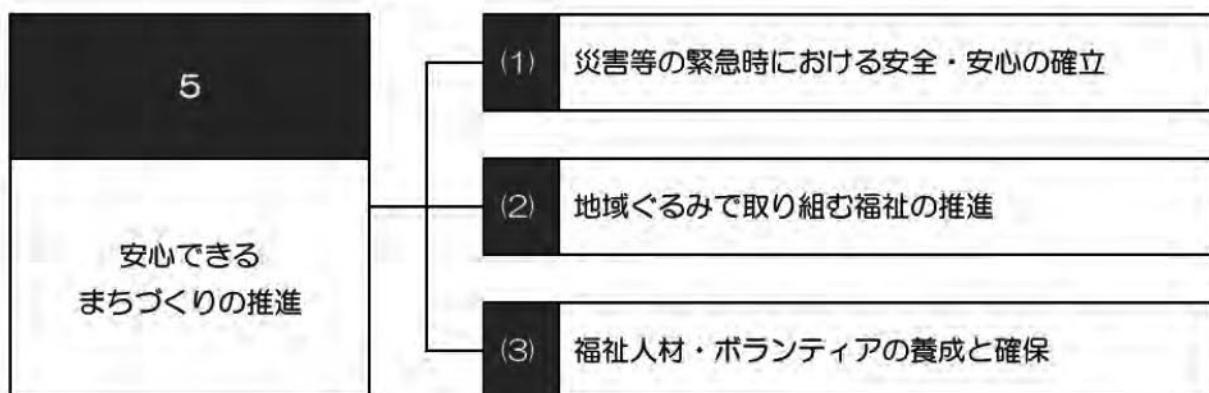
障がいのある人とない人の相互理解は、共生社会<sup>\*</sup>の実現に向けて重要です。地域や学校など身近な場での相互交流や学習の機会を捉え、啓発の充実を図ることでこころのバリアフリーを目指します。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
67. 福祉教育の推進	児童・生徒の発達段階や実態に応じ、訪問活動などの体験を通して障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める学習を、教科や道徳、総合的な学習の時間などに位置付けて実施します。
68. 交流及び共同学習の推進（再掲）	障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒とが、互いに理解を深め合い、共に豊かな人間性を育み、学習のねらいを達成できるような、学校内、学校間での交流及び共同学習を推進します。
69. あらゆる場・機会を通じたこころのバリアフリーの推進	「障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に安心して暮らせる市民協働による自立支援社会づくり」の基本理念に基づき、地域や学校での相互交流の機会を捉え、啓発の充実を図ります。

## 施策目標 5

## 安心できるまちづくりの推進



## ● 現状と課題 ●

- ・ 地域で安心して暮らすためには災害時の対策が重要です。障がいのある人とその家族が抱える災害時の避難行動等に関する不安を解消するため、障がい特性を考慮した避難スペースの確保や運営、自治会や地域住民などを中心とした地域防災ネットワーク\*の整備、災害時要援護者台帳(避難行動要支援者名簿)\*への登録の推進など、支援体制の強化が求められています。
- ・ 災害等の緊急事態が発生した際に迅速な対応が図られるよう、また、公共サービスのみでは対応できないこともあるため、日頃から隣近所で声かけや安否確認をするなど、地域における見守り活動を促進する必要があります。
- ・ 障がいのある人と地域住民の交流の場を拡充するとともに、障がいのある人も地域住民の一員としての役割を果たせるよう、相互理解のための機会を提供していくことが求められています。
- ・ NPO法人やボランティア団体などを活かした市民協働による支援体制づくりがますます重要になっており、ボランティア活動の普及促進を継続的に行うとともに、新たな担い手の育成支援が必要です。

## 1

## 災害等の緊急時における安全・安心の確立

## ●施策の方向 ●

南海トラフ地震の発生や、台風、集中豪雨による風水害など、災害発生時における要配慮者の避難体制が懸念されています。地域で安心・安全に生活できるよう、障がい者に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行う体制整備などの防災対策を充実します。

災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）\*への登録については、その趣旨の周知を一層図り、個人のプライバシーに配慮しつつ登録を推進していきます。

## ● 基本施策 ●

施 策	内 容
70. 地域防災ネットワークの整備	障がいのある人や高齢者などの要配慮者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、自治会、自主防災組織、地域住民が中心となる地域防災ネットワーク*の整備や地域における要援護者台帳の整備を支援します。
71. 情報連絡体制の確保	障がいのある人に対する災害緊急情報の連絡体制の整備、各避難所などにおける情報連絡体制の確保のため、障がいのある人や障がい者団体、ボランティア団体等との連携を図ります。
72. 防犯・防災知識の普及、啓発	広報やホームページなどを活用し、犯罪被害の未然防止のための防犯知識や災害発生時の安全な避難のための防災知識などの普及、啓発を図るとともに、一般市民を対象に障がいのある人への援助に関する知識の普及に努めます。また、市が行う防災訓練への障がいのある人の積極的な参加を推進します。
73. 緊急通報装置の整備	重度障がいのあるひとり暮らしの人に、何らかの緊急事態が発生した場合に、簡単な操作によって消防署などに通報ができる緊急通報システムの普及を図ります。
74. 福祉避難所の確保	災害発生後、できるだけ早い時期に、通常の避難所生活が困難な障がいのある人に対して、適切な保健・福祉サービスを提供できるような福祉避難所*の確保に努めます。また、迅速かつ円滑に避難所の運営ができるよう、社会福祉施設等と連携した体制づくりに努めます。

## 2 地域ぐるみで取り組む福祉の推進

### ● 施策の方向 ●

地域福祉は、法に基づいて制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政などが協働して実践することによって支えられており、今後も引き続き地域社会での支えあい活動の取り組みを推進します。

### ● 基本施策 ●

施 策	内 容
75. 地域交流の促進	障がいのある人と地域との交流を促進するため、障がい者団体、障がい者施設が地域住民と共にを行う各種行事（バザーや夏祭り、運動会など）の開催を今後も積極的に支援するとともに、市内の障がい者施設の地域交流を社会福祉法人や障がい者団体とともに推進します。
76. 地域ネットワークづくりの支援	市民の生活に密接に関係する地域単位において、地域の自治会、民生委員・児童委員※、ボランティア、NPO法人などで構成される互いの協力と助け合いを目的とするネットワークづくりを支援します。

### 3 福祉人材・ボランティアの養成と確保

● 施策の方向 ●

近年、定年退職を迎えた人を中心に、社会貢献への意欲が高まりつつあります。ボランティア活動や地域活動に関する情報提供を充実させ、活動支援を推進するとともに、専門知識を持った福祉人材の養成、質的な向上を目指します。

また、障がいを理解し、地域で支援する人々を増やすため、“障がい者サポーター制度”について、市民や企業への普及促進に取り組みます。

● 基本施策 ●

77. NPO法人等市民活動への支援	市民の自発的な公益活動を促進するため、NPO法人等が実施する市民活動に対して、事業費等の補助を行う市民活動助成制度を実施します。
78. ボランティアセンター機能の充実	福祉活動を実践している既存のボランティアやこれからボランティア活動を始めようとする市民を支援するため、ボランティア活動全般に関する啓発、募集や登録などの情報提供等を充実するとともに、個々のボランティアニーズに応じたボランティアのコーディネート体制を、社会福祉協議会と連携し充実します。
79. ボランティアの養成	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話奉仕員養成講座、音訳講習会及び点訳講習会を開催し、ボランティア活動に携わる人材の養成と確保を図ります。また市民に対し、広報などを通じてボランティア活動への参加を広く促すとともに、学生のボランティア活動への参加を推進します。
80. ボランティアの活用（再掲）	障がいのある人の社会参加促進に係る手話通訳者等の派遣を推進します。また、障がいのある人の健康づくりや、スポーツ活動、文化活動などに、ボランティアや福祉団体を積極的に活用します。
81. 福祉人材の育成支援	障がいのある人の個々の特性や状況に応じたサービスの提供が図れるよう、専門的な福祉人材の養成、研修機会の提供に努めます。
82. 障がい者サポーター制度の拡充	障がいの特性や必要な配慮を理解し、まちなかでちょっとした手助けを行う人を育成・登録する「障がい者サポーター制度」の周知・拡充に努めます。